

# 審 査 基 準

C - a - 9

令和4年11月4日作成

法 令 名 : 道路交通法
根 拠 条 項 : 第78条第5項
処 分 の 概 要 : 道路使用許可証の再交付
原権者(委任先) : 警察署長 (高速道路交通警察隊長)
法 令 の 定 め : 道路交通法施行規則第12条 (道路使用許可証の再交付の申請)
審 査 基 準 : 「法令の定め」に尽くされている。
標 準 処 理 期 間 : 1日 (行政庁の休日は含まない。)
申 請 先 : 許可証の交付を受けた警察署の交通課又は高速道路交通警察隊
問 い 合 わ せ 先 : <ul style="list-style-type: none"><li>・ 許可証の交付を受けた警察署の交通課</li><li>・ 愛知県警察本部高速道路交通警察隊 電話 (052) 701-0110</li><li>・ 愛知県警察本部交通規制課道路使用係 電話 (052) 951-1611 内線 5196</li></ul>
備 考 :